# 漢代における功次による昇進について

大庭脩

漢代の官吏の登用・轉任は、孝廉科・賢良方正科・博士弟子科等の選擧や、高官の子弟が、父兄の任によつて郎官に推薦される任子法等によつた事は、既に明らかにされている。[1]

孝廉科及び賢良方正科は、他の擧茂材、擧賢能、擧高節、擧直言等と同じ様に、官位を有する人の自發的な、或いは皇帝よりの要求に應ずる「義務」としての人物推薦によつて官吏に登用せられる。

擧孝廉の場合は、被擧者は地方官廳の下級官吏、又は在野無官の人で、郎官に任ぜられて材能の試みを受けた。それに對して、察廉又は擧廉という選擧は、廉吏を擧げるのが原則であつて、被擧者は吏に限り、現在の地位より拔擢・昇進した。[2] 擧賢良、擧方正、擧茂材も、大略擧廉に類している。それに對して博士弟子科は、純然たる官吏養成の機關であると見てよい。

此れ等の人物推薦にあたつては、同時に推薦についての責任を附されていて、推薦した人物の行能がよろしくない場合には、選擧不實を以て懲罰を受けなければならなかつた。[3]

それと共に、選擧者と被擧者の間には、お互が知友關係であるが故に行われたり、逆に選擧によつて私義を結ぶという様な事實もあつた。[4]

しかし乍ら、此の選擧の各法によつて被擧せられる人物は、材能顯著な人物であるが、一大官僚國家である漢においては、その官吏の數も莫大であり、當然彼等の全部が能吏であろう筈はない。しかもそれ等の官吏が、中央・地方

の官界において無事に勤務した場合、やはり昇進せしむべき法があつたのではないかという事は想像し得る。

しからばその法は如何なるものであつたろうか。小稿はこれを問題にしてみたい。

## 一

孝廉科や博士弟子科等の設置は武帝に始るが、武帝をしてかゝる選擧法を新しく設けしめるのに力があつたのは、周知の如く董仲舒の對策[5]であつた。

彼の對策に一貫する主張は、官吏に人材を得よ、という事であるが、その爲には先づ「太學を興し、明師を置いて天下之士を養い、」英俊を國家の手で養成すべき事を言つている。博士弟子科は此の考えの制度化されたものとみてよい。その次には、「諸列侯・郡守・二千石に命じて、其の吏民の賢なる者を毎歳二人選んで中央に貢し、推薦された人物が賢明であれば推薦者を賞し、不肖であれば逆に罰する樣にすれば、諸侯も吏二千石も、賞罰我が身に及ぶ事だから、眞劍になつて人物を求めるであらう。かくすれば天下に隱れた人材を得る事が出來る。」という。之によつて考廉科等が設けられるのである。

だが、私は、彼が述べている所の、何故此の樣な政策が必要かという理由に注目したい。

「政治が人民に滲透しないのは、長吏が不明なるによるが、その長吏は多く吏二千石の子弟が、父兄の任によつて、或いは一般の富人が、富訾[6]によつて、郎中・中郎となり、その中から選ばれて長吏となつたので、必ずしも賢者がなつているとは限らない。」何故に不賢・不能の人物が尊位に居るかといえば、

「古には、功ある者が官職に任ぜられる場合には、能力によつて差等が有り、その功はただ官に居る日數を積みかさねて久しきにわたつたという樣な事ではなかつた。だから小材（材能乏しき者）は如何程官に長く居ようとも、小官を離れる事は出來ないし、賢材は官歷短くとも、不害[7]なれば補佐となつた。從つて官につけば皆、自分の材力知能を盡してその任務を勤め、功をあげたのである。今日はそうではない。『日を累ねさえすれば貴位を取り、久しく勤めて居れば以て上級の官を致す。』故に廉吏も貪吏も、賢者も不肖者も渾淆して官に居り、いづれが能吏であるかわか

らない。」

彼は此の様に説明し、人材推擧の策を述べた上で、

「『日月を以て功と爲す』ことなく、實際に賢能を試みた上で官位を定めるのが、廉恥・賢不肖をわかつ事になる。」

と結んでいる。

此れにつけて思い出されるのは、董仲舒と同時代人である司馬遷が、任安に與えた書の中で、人材を論じて、

「能力の無い者が、日を累ね、勞を積んで、尊官・厚祿を取り、以て宗族となつている。[8]」

といつていることである。

かくて私は、漢代においても、官に永年勤務しているだけで、必ずしも能力がなくとも、高官に昇進する制度があつた事を指摘し得る。

それでこそ色々な選擧が必要であつたのだが、しからば果して、董仲舒や司馬遷が論難する様な人物を、列傳中に求め得るだろうか。

## 二

景帝の末年から武帝の初年に至る間、——即ち、董仲舒や司馬遷の批判の直接對象となつたであろう期間——に、丞相、或いは御史大夫等の要職に在つた衞綰・直不疑・張歐・石慶等の傳が、史記卷百三、漢書卷四十六に出ている。

これ等の人々は、皆ひととなり恭謹無類で、所謂長者と言うべき人物ばかりであつた。一例を石慶について見よう。

石慶は萬石君石奮の少子で、元狩元年立太子に際して、沛守より撰ばれて太子太傅となり、元鼎二年張湯に代つて御史大夫に遷り、元鼎五年、趙周に代つて丞相となり、後九年間府にあつた。その間、兩越・朝鮮・匈奴・大宛への出兵相重り、國家は誠に多事な時で、桑弘羊・王溫舒、兒寛等の少壯の能吏が事にあたつていたが、石慶は、「丞相は醇謹のみで、九年間能く匡言する所有る無し。[9]」という有様であつた。

元封四年、關東の流民二百萬口、名數無き者四十萬という重大事態が發生するに及び、その對策として政府は、流民を邊郡に適しようと考え、爲に會議を開いたが、武帝は慶が既に年老い、其の議に與かる事が出來ないだろうとして、彼に休暇を與え、御史大夫以下で討議した。慶は職に任えぬを慙ぢて上書し、印綬を上り、粟を入れて自らの罪

を贖い、庶人とならん事を乞うた。――中畧――慶が丞相となつた時、諸子孫で小吏となり、二千石に至つた者十三人に及んだという。

石慶と傳を同じくする人物は皆、この類であつて、司馬遷をして言わしめるならば、「篤行の君子」[10]であり、言はゞ循吏の雄たる者であろうが、その無能な事も、又子孫が多く高官に及んでいる事も、一々董仲舒の對策に擧げ、司馬遷が與任安書に述べた語に該當するではないか。

さて、この萬石衞直周張列傳には、一つの特色が有る。それは卽ち、

○石奮爲中涓受書謁、積功勞孝文時官至太中大夫。

○衞綰以戲車爲郎。功次遷中郎將。

○周仁景帝爲太子時爲舍人。積功遷至太中大夫。

の如く、積功勞・積功・功次という語が出ている事である。これは、中涓・郎・太子舍人という最初の微官から、中郎將・太中大夫という比二千石の高官に至る迄の轉任を省略し、且つその閒歷任した官は、皆、功次・積功(勞)による昇進であつた事を示していると解してよいだろう。この語は、選擧や、考課の判定でない事は明らかで、これこそ董仲舒の所謂「累日以取貴、積久以致官。」司馬遷の「累日積勞取尊官。」を別の言葉で意味しているのではないかと思われる。そこで、他の列傳の中に例を求めてみると、次の如きものを得る。

一、功次

○兒寬以射策爲掌故。功次補廷尉文學卒史。[11]

○馮奉世以良家子選爲郎。昭帝時以功次補武安長。

○馮野王少以父任爲太子中庶子。以功次補當陽長。

○馮譚太常擧孝廉爲郎。功次補天水司馬。[12]

○平當少爲大行治禮丞。功次補大鴻臚文學。[13]

○田廣明以郎爲天水司馬。功次遷河南都尉。[14]

○馮逡太常察孝廉爲郎。補謁者。建昭中選爲復土校尉。光祿勳于永擧茂材爲美陽令。功次遷長樂屯衞司馬。淸河都尉。隴西太守。[15]

二、積功勞。積功。積勞。

○丙吉治律令爲魯獄史。積功勞稍遷至廷尉右監。[16]

○杜鄴祖父及父。積功勞皆至郡守。[17]

○王訢以郡縣吏。積功稍遷爲被陽令。[18]

○趙禹以佐史補中都官。用廉爲令史事太尉周亞夫。亞夫

爲丞相。禹爲丞相史……武帝時禹以刀筆吏。積勞。遷。爲御史。[19]

右の諸例の中、兒寬より田廣明に至る六例は、舊官と新官との間に尊卑の差少く、兒寬に例をとれば、文學掌故より廷尉文學卒史への轉任理由が功次によるものであつたのであろう。特に兒寬より平當迄の五例は、「功次補」という書式も一致していて、當時の用文法がしのばれる。

馮逡の例は、建昭中復土校尉になつた逡が、光祿大夫于永によつて茂材に擧げられて美陽令となり、――卽ち選擧によつて轉任し、美陽令から隴西太守迄は、功次によつて順次榮轉していつたのであつて、杜鄴の祖父及び父も亦、これと同樣な官歷を持つていたと思つてよいだろう。

次に、丙吉・王訢の例は、「稍遷」とあるが、此の稍の字の示す時間的推移は、

○直不疑爲郎事文帝。……稍遷中大夫。[20]

○王溫舒遷爲御史。稍遷至廣平都尉。[21]

○尹齊以刀筆吏。稍遷至御史。[22]

○霍光爲郎。稍遷諸曹侍中。[23]

○王章少以文學爲官。稍遷至諫大夫。[24]

等、[25]列傳中に見える例と同じく、その間いくばくかの官を歷任した事を意味している。そして、右の例の中で尹齊は、趙禹と同じく酷吏傳に名を連ね、官歷も相類する人物であるから、「刀筆の吏を以て稍遷り御史に至る」という事は、「刀筆の吏を以て、勞を積んで御史と爲る」と同じ條件を示しているとみて大過ないと思う。從つて、列傳中に「稍遷(至)」と書かれている時は、積功勞による轉任とみてよいのではなかろうか。

この樣に例を集めてみると、兒寬・王溫舒・趙禹・尹齊・霍光等の能吏も、功次・積功(勞)による轉任を蒙つているが、もとより彼等が、石奮・衞綰・周仁・直不疑等の如き長者的人物ではないから、この轉任は、誰にでも適用せられる制度であつたとみなければならない。だからこそ董仲舒が、「賢不肖渾殽して未だ其の眞を得ず」と評したのであろう。

しかし、功次を以て轉移した人物と、擧茂材の選擧によつて遷つた人物との能力を比較すれば、やはり差が有つたらしく、薛宣傳に出ている次の挿話は、それを裏書している。[26]

薛宣が左馮翊の治についていた時の事である。彼の治下の頻陽縣は、北が上郡・西河等數郡の境の輻湊している所で盜賊が多く、難治の場所であつた。しかるにその縣令平陵の薛恭は、孝を擧げられて官を得、「功次稍遷」にて令になつた人物で、治民の職には慣れていなかつた。たま〳〵同じ治下の粟邑縣は、山中の小縣で、民の氣風も謹樸で治め易く、しかもその令、鉅鹿の尹賞は、郡吏より「察廉」により樓煩縣の長となり、「擧茂材」によつて粟邑縣の令へ轉じて來た人物であつた。そこで薛宣は、この二人の任地を交替せしめた所、數月で兩方ともよく治つたという。[27]

又、孔光傳の中には、[28]

成帝の時、博士の官よりの轉遷には三種が有つて、能力の高い者は尙書になり、次は刺史に轉じ、最下等、政事に通じない者は、「久次を以て」諸侯の太傅に補せられた。

という事が出ている。久次を以てというのは、月日を累ねただけでということであろうから、やはり最も劣ることになる。

こゝで、功次を以てという事について、考えてみたい。

後漢書の韋彪傳によると、

章帝の建初二年、事を陳ぶる者が、多く「郡國が行う所の貢擧は、率ね功次を以てしないので、（選に洩れた者は、精勤に勤務しても、それのみでは拔群の昇進が期待出來ないから、）職を守る者は懈り、吏事もよいかげんになり、しかもその咎は皆州郡に負わせられる。（從つて、地方の吏が、吏事に精勤する樣に、功次による貢擧を行つて欲しい。）と上言し來つたので、公卿朝臣の間で論議された事が有つた。時に大鴻臚であつた韋彪は、「選擧には人を得なければならぬ。人材は孝行を以て首となすべく、士を得るには才行を以て先とせねばならぬ。もつぱら閥閱のみによつて人物を推擧してはいけない。人物を得る爲の要點は、二千石を選ぶ事にあり、二千石が賢材ならば貢擧は皆その人を得るものだ。」と述べて、功次による貢擧を非としたとある。

ところで、韋彪の云う所の閥閱とは何であろうか。「不可純以閥閱」――もつぱら閥閱のみによつてはいけない――という言葉は、「郡國貢擧率非功次」――郡國の貢擧は、率ね功次によつてはいない――という陳事者の上言を否定す

るものである事は、同傳[29]を見れば直ちに納得がゆくことである。

章懷太子は、史記を引いて

明其等曰閥。積功曰閥。

と註しているが、これは、史記高祖功臣年表の冒頭の句である。卽ち

太史公曰。古者人臣功有五品。以德立宗廟定社稷曰勳。以言曰勞。用力曰功。明其等曰伐。積日曰閥。

という內の最後の二句で、閥が伐、積功が積日となつている。閥閱の語は、漢書朱博傳[30]の中に、

博復移書曰、……檄到齎伐閥詣府……

（檄が諸部署に到つたならば、伐閥を持つて太守府へやつてこい。）

とあつて、顏師古は、

伐は功勞なり、閥は經る所の歷なり。

と註している。又、車千秋の傳[31]には

千秋無他材能術學。又無伐閥功勞。

（千秋は――高寢郞となり、衞太子の寃罪を上言した事が武帝の意にかなつて立ちどころに大鴻臚を拜し、數月で劉屈氂に代つて丞相となつたが、――他に何の材能も、術學もなく、又特に伐閥功勞もない。）

という樣に出て居り、師古は、

伐は積功なり、閥は經歷なり。

と、同じ樣に註している。

伐は、說文によれば、擊であり、一に敗であるというが、段氏の註では、人を伐てば功になるが故に、左傳にも大夫の功あるものを伐と稱し、更に引いて自功を伐というようになつたと述べている。

又、閥は、說文によれば、數を門中に具する事であるとし、段氏は、周禮大閥の註に、「簡軍實」――軍中で用いる器具を點檢する――、左氏春秋大閥の傳に「簡軍馬」――軍馬の數を點檢する――とある意味から、引いて閥歷の意味も出るとし、又其の功を積むを閥という樣にもなると說いている。

以上の解釋を綜合してみると、伐は閥に通ずるから、閥閱を以て「功勞を著した經歷」と大ざつぱに意味づける事が出來よう。しかし、私は、更に、閥は積功とみ、閥は、史記に從つて、積日と解してみたい。その理由はしばらく、

次項にゆづるとして、いづれにしても、閥閲を見ればその本人の經歴が明らかになるのであるから、官において補任者を詮考する時には、當然閥閲が必要である。

漢書翟方進傳[32]に、成帝の時、御史大夫の缺任を補うべき候補者が、翟方進の他に、陳咸、逢信の二人があり、兩者は、

官簿皆方進の右に在り。

と著されている。そして顔師古は、「簿は伐閲の事である」と註している。居延漢簡の中に、

□□□□□遠備甲渠令史伐閲簿　二五八・二

が有るのも、先引朱博傳にある様に、太守府その他に提出せられたものかも知れない。

ともあれ、閥閲の内容が、積功・積日による經歴を著したものであり、それによる官吏の補任が「功次を以て」にあたるとすれば、積功(勞)による轉任が、以功次の轉任と同じ事實を意味している事は、疑う事が出來ない。先に累日積勞といゝ、勤務年數による漢代官吏の轉任が存すると考えた私は、それが一般に、功次によると稱され、積功勞・積功・積勞とも呼ばれていた事を認めなければならない。そこで節を改めて、功と勞とは果して同一のものかという問題を考えたい。

## 三

本節で問題にするのは、主として漢代の木簡文書である。私は幸にして、勞榦氏の『居延漢簡考釋』中に、功勞に關する多くの記載例を見た。これは邊郡のものであるから、やや特殊性を持つ事はまぬがれないが、やはり漢代の事情を知るには缺く事が出來ない。

先づ次の様な同類の文書が有る。

1 肩水候官執胡隧長公大夫累路人。中勞三歲一月。能書會計。治官民頗知律令文。年卌七歲。長七尺五寸。氏池宜藥里。家去官六百五十里。一七九・四

2 肩水候官並山隧長公乘司馬成。中勞二歲八月十四日。能書會計。治官民頗知律令文。年卅二歲。長七尺五寸。𥳑得成漢里。去官六百里。一三・七

3 ☐和候長公乘蓬士長富。中勞三歲六月五日。能書會計。治官民頗知律令文。年卌七。長七尺六寸。五六二・三[33]

4 張掖居延甲塞有秩士吏公乘段尊。中勞一歲八月廿日。

能書會計。治官民頗知律令文☒。五七・六

5 肩水候官始安隧長許宗功一勞一中除十五日 能書會計。治官民頗知律令文。年卅六。長七尺二寸。觻得千秋里。家去官六百里。三七・五七

6 候官罷虜隧長簪裏單玄。中功五勞三月。能書會計。治官民頗知律令文。年卅歲。長七尺五寸。應令居延中官里。家去官七十五里。屬居延部。八九・四三

これ等は、官名・爵位・姓名を書き、續いて功勞（或いは勞のみ）を書き、「能書會計。治官民頗知律令文」という一定の文句が有り、年令・身長を續け、最後にその居家の縣里名と、官よりの距離とが著してある。

「能書會計。治官民頗知律令文。」は、一定の褒めた言葉であるから、この文書は褒狀、又は表彰狀の樣なものであるとみられる。

元來漢の官吏は、自家から通勤したのではなかつた樣である。[34] 勿論右の文書中の人物は、候長・士吏・隧長等で、邊郡の第一線の軍人であるから、特に自家から通勤する事は有り得ない。[35] しかし、一般內郡の官吏でも、冬至・夏至等の休日や、何日に一度かの一定の休暇[36]以外は、官舍を去つて自家へ歸る事は出來なかつた樣である。從つて、想像をめぐらす事が許されるならば、この文書中に、居家の縣里名と官よりの距離が著されている事は、表彰を機會に、休暇を得たのではないかと考えられるのである。[37]

それはともかく、この記載法によつて、功は一つ二つと數え、勞は何歲何月何日と數えるものである事が明かとなつた。

而して、勞は一定の勤務日數を缺く事なく勤めた場合には、定められた比率を以て割增せられる事がある。卽ち、次の文書はその證據となる。

7 五鳳三年十月甲辰朔甲辰。居延都尉德延壽敢言之。甲渠候長漢彊書言。候長賢日迹積三百廿一日。以令賜賢勞百六十日半日。謹移賜勞名籍一編敢言之。一五九・二四

これは、居延都尉の德延壽が、甲渠候長の漢彊の報告書にもとづき、候長賢なる人物の三百廿一日の勤務實蹟に對し、法令によつて、二對一の割合で勞を與える事を認める樣、恐らくは太守府の功曹に對して申請した文書である。

この種の申請に對して承認が與えられ、勞が增される趣をしるした王莽時代の文書が、敦煌出土の木簡文書の中に

ある。

8 敦德步廣尉曲平望塞有秩候長。敦德亭間田東武里五士王參。秩庶士。新始建國地皇上戊元年十月乙未。迹盡二年九月晦。積三百六十日。除月小五日。定三百五十五。以令二日當三日。增勞百七十七日半日。爲五月二十七日半日。流沙墜簡簿書四十三

右の文書中に、「以令二日當三日」という令文は、北邊絜令第四という名のもとに、居延簡の中に見出される。

9 北邊絜令第四。候長候史日迹及將軍吏勞。二日皆當三日。二〇・二八

10 北邊絜令第四。北邊候長候史迹。二日當三日。五九二・二九

これによれば、増勞の制は、明かに邊境地帶の特例で、漢書叚會宗傳[38]中の如淳の註に、

邊吏三歲一更

とある制度等と同じく、邊境地區の官吏に對する優遇政策の一つであろう。という事は、內郡の吏は、増勞の制がなかつたか、若しくは二對一以下の加算であつたという事になる。

その外に勞が與えられる時がある。それは秋射の際であつて、

11 功令第卌五。候長士吏省試射[三]埠帑努力如發弩。發十二矢中帑矢六爲程。過六矢。賜勞十五日。四五・三

12 功令第卌五。士吏候長蘇隧長。常以令秋試射。以六爲程。過六。賜勞矢十五日。二八五・一七

13 隧長。常以令秋射發矢迹以六爲程。過六。賜勞矢十五日。二七〇・三三

の如く規定せられ、五割以上の命中率をあげた者に對して、勞十五日が與えられる。[39]

14 ☐鳳二年秋。以令射。發十二矢。中帑六當☐。二〇二・一八

15 甘露元年秋。以令射。發十二。中帑矢十。三四・一三

等はその命中率の記錄である。

吏の勤務狀況は、その上司が監督し、九月末を以て一年間の總計を締切る。その際秋射[40]の記錄をあわせ、更に上の官廳に報告せられる。

様である。

16 五鳳二年九月庚辰朔己酉。甲渠候長彊敢言之。府書曰。候長士吏蘇隧長。以令秋射。署功勞。長吏雜試會☐封移都尉府。謹移第四隧長奴記秋射爰書一編敢言之。六・三

17 ☑月庚戌朔己卯。甲渠鄣候誼敢言之。府書同蘇隧長秋故令尉□及縣試案。

☑□尉府謹都隧長偃如牒謁。以令賜偃勞十五日敢言之。　二六・二五

18 建昭元年十月旦。日迹盡二年九月晦日。積□三月八十二(下畧)[41]

此の16から18迄の三簡は、九月末の關係文書とみてよい。先にひいた7の簡は十月甲辰朔甲辰で十月一日付を以て行われた上申である。此の上申が都尉から行われる爲の材料を求めた都尉府の府書が、16・17に出ている。16の府書・17の牒謁がそれである。そして、この府書の答申である16の文書は、九月庚辰朔己酉、卽ち九月三十日付であるから、17の☑月庚戌朔己卯も、九月庚戌朔己卯で、九月三十日とみてよいであろう。

8・18の簡から察しられる樣に、一般に十月から九月迄を以て一ケ年とみて居り、續漢書百官志の郡國の條、「歲盡遣吏上計」の註に、

盧植禮注曰。計斷九月、因秦以十月爲正故。

とあり、周禮秋官小行人、鄭玄注の

若今計文書斷於九月

と稱する後漢の制が、前漢にも行われていた事を示すものである。

居延漢簡には、この外に功勞に關するものとして、

19 ☑六月廿七日　西河北部都尉董永勞二歲五月三☑。　四一・一〇

の如くに、官名・氏名・功勞を書き連ねた名簿の樣なものが有るが、右の西河北部都尉が最高の官で、その他は大体六百石以下の官が多く、長信少府丞王涉・信都長史吳□・張掖屬國司馬趙欒・□都尉丞何望・北地候杜旦等の功勞が斷片の中に見られるが、此れだけを見ても、功勞が問題にされる官は、中央政府の吏である長信少府丞[42]を始め、非常に廣い範圍にわたつている事が想像されるのである。

猶、勞は、與えるのみのものではなくて、逆に奪われる場合がある。卽ち、漢書馮唐傳の如淳の註に、

漢軍法曰。吏卒斬首以尺籍書下縣移郡。令人故行不行。奪勞二歲。[43]

という事が出ているので知る事ができる。

以上の考察により、勞は勤務日數を主とするもので、そ

の狀況によつては增減も行われ、その多少は官吏の成績をあらわすものである事が明らかになつたと思う。それに對して功はいかなるものかというに、勞の如く明確に考證し得る材料がないが、例えば、戰陣で敵の首を取るとか、平時に盜賊を捕えるとかの如く、他の人にはなくて、その人のみが有する特別なてがらとしてよいのではないか。[44] 故にそれは、一つ二つと數える事が出來る具体的なもので、5・6の簡の樣に功一・功五という表現がされているのだろう。特に6の簡は、勞が三月であるにも拘らず、他の勞一歲八月余ないし三歲半余の人と同樣の表彰を受けているのは、功五の多きを數えている爲なのかも知れない。功がその樣に特殊的なものであるが故に、あらかじめ法令で規定して置く事が困難なこととなり、戰陣で多數の首をあげたとか、地方官が、その治下の郡に盜賊を絕滅したとか、或いは歷代の地方官が鎭壓できなかつた大族を抑壓したとかいう事になれば、能治劇と稱せられて選擧せられ、又は課最にあたつて昇進、增秩を得るのである。

かくの如く功と勞とに區別を考えるが故に私は、司馬遷の累日積勞の語が極めて具体的な當時の事情を述べて居り、閥閱の閱は積勞にあたるのではないかと思うのである。そして、董仲舒の「以日月爲功」という語から考えるならば、勞は言わば最低の功となるであろう。

ともあれ、中央政府において、每歲地方長官等の殿最が課せられるのと同じ樣に、地方の太守府においても、「吏の功勞が案[45]ぜられ、「某年の功勞案[46]」が提出せられ、「功次を以て遷る[47]」者が有るのである。

漢代の選擧は、冒頭に述べた樣に、孝廉科を始めとして種々の制度があつた。正史の列傳に名を列ねる人々は、多くはこれ等の選擧を經て昇進した優れた人物で、文字通り名を竹帛に垂れ、二千年後の今日でも、その年代の差を超えて我々に親しい存在である。

しかし、吏員・佐史より丞相に至る迄、十三萬二百八十五人[48]と言われた漢代官吏の大半は、今は無名の人であり、官歷はもとより、名を求むる事すら永久に不可能である。

彼等は、右の選擧にあづかる事もなかつた平凡な人達であるが故に、列傳上の人物とは別の意味で我々に親しい存在だといえる。その人達の昇進は、本稿で考證した功次によるものであつた。そして漢代官吏の昇進は、功次積勞に

よるものこそ最も多く、むしろ一番大切なものではなかつたろうか。諸賢の御批判を得れば幸甚である。

註

① 江幡眞一郎氏「西漢の官僚階級」東洋史研究十一卷五・六號。

② 濱口重國氏「漢代の孝廉と廉吏」史學雜誌五十三卷七號、第四十三回史學會大會報告。

③ 一例をあげれば、漢書卷七十陳湯傳に、元帝の時、富平侯張勃が、列侯の資格で茂材を擧げ、陳湯を推擧したが、湯は父の死に際して喪に服らないという理由で司隷の該奏をうけた。そのため、推薦者たる張勃は戶二百を削られ、死するや繆公という不名譽な諡をうけた。とある。

④ 知友關係を以て選擧する場合の例は枚擧に暇がない。註③の張勃・陳湯の關係もその例である。漢書卷五十九張安世傳に「嘗つて安世が推薦した人物が謝禮に來つたのを、安世は大いに恨み、公の選擧に私謝する事が有ろうかというので、その人と絶交した。」話があるが、當時の風習の一端がうかゞえる。

⑤ 漢書卷五十六董仲舒傳。

⑥ 富貨によつて官を得る事については、江幡氏「西漢の官僚階級」・西田保氏「漢の中家の產に就いて」『加藤博士還曆記念東洋史集說』參照。居延漢簡 三四・五七。

☐年廿八 富及有鞍馬弓積願授爲候史

は、或いはその意味かも知れない。

⑦ 漢書卷三十九蕭何傳に「以文母害。爲沛主吏掾。」とあり、顏師古の註によれば、「害傷也。無人能傷害之者。」とする。他に張湯傳、趙禹傳、咸宣傳等に無害としてみえる。居延漢簡 二〇・三に

尉史張尋 文母害可補☐

とある。陳槃氏「漢晉遺簡偶述」及同續編(『國立中央研究院歷史語言研究所集刊』第十六本及第二十三本)に、文母害についての考釋がある。

⑧ 漢書卷六十二司馬遷傳。

⑨ 同傳。

⑩ 史記同傳太史公贊。

⑪ 漢書卷五十八兒寬傳。

⑫ 馮奉世・馮野王・馮譚共に漢書卷七十九馮奉世傳。

⑬ 漢書卷七十一平當傳。

⑭ 同 卷九十酷吏傳。

⑮ 同 卷七十九馮奉世傳。

⑯ 同 卷七十四丙吉傳。

⑰ 同 卷八十五杜鄴傳。

⑱ 同 卷六十六王訢傳。

⑲ 同 卷九十酷吏傳。

⑳ 同 卷四十六直不疑傳。

㉑ 同 卷九十酷吏傳。

㉒ 同右

㉓ 同 卷六十八霍光傳。

㉔ 同　巻七十六王章傳。

㉕ 張敞・馮立・朱博・楊敞・箕成等の傳にある。

㉖ 漢書巻八十三。

㉗ 尹賞は、酷吏傳中にその名が見え、後江夏太守、右輔都尉、執金吾に至つた。

㉘ 漢書巻八十一。

㉙ 後漢書巻五十八。

㉚ 漢書巻八十三。

㉛ 同　巻六十六。

㉜ 同　巻八十四。

㉝ 此の2と3との兩簡は、考釋の釋文には、頗知律令武。となつている。共に439頁に出て居るが、他はすべて律令文。となつて居るので、武は文に修正すべきではないかと思われる。なお、釋文には、2の艨得成漢里を豈に、5の頗知律令文を頗とするが、共に明白な過であるから、他の例にならつて修正した。

㉞ 漢の官吏の吏舍と自家との關係については、稿を改めて考えたいが、註㉟㊱に引用した資料でも、その一班を知り得る。

㉟ 漢書巻八十三薛宣傳

及日至休吏。賊曹掾張扶。獨不肯休。坐曹治事。(薛)宣出敎曰。蓋禮貴和人道尙通。日至吏以令休。所繇來久。曹雖有公職事。家亦望私恩意。掾宜從衆歸。對妻子設酒肴。請鄰里壹关相樂。斯亦可矣。扶慙愧。官屬善之。師古曰。冬夏至之日。不省官事。故休吏。

㊱ 鄭當時傳・石慶傳等によれば、太子舍人や郎官は五日に一度休暇が有つた。又、漢書高帝紀の「告」の註に、李斐曰。休謁之名。吉曰告。凶曰寧。とあり、寧の例は、居延漢簡に、□甲渠候長剡以令取寧。卽日遣書到日盡遣如律令。一六〇・一六 第卅八隧長誦。母死。詣官寧三月□。五九・三九 等とみえているが、告にあたる例はないように思う。

㊲ 高帝紀の孟康の註に、

漢律。吏二千石。有予告。有賜告。予告者。在官有功最。法所當得也。云々

とある。吏二千石についての規定であるが、下級官吏にも同樣の法が有つたろうと推測してみたいのである。

㊳ 漢書巻七十。段會宗は西域都護となり、西域其の威信を敬したが、「三歲更盡きて還る」とあり、如淳は之に註している。

㊴ 私は、拙稿「材官攷」(龍谷史壇第三十六號)の中で、勞を慰勞休暇と解したが、此の機會に訂正したい。陳槃氏「漢晉遺簡遇述」には、夏作銘氏の說として、六矢を過ぎれば、矢ごとに十五日增すという解釋を出している。

㊵ 秋射は、漢官儀によれば八月、漢書翟方進傳によれば九月である。

㊶ 18の簡は無號である。居延漢簡考釋五一一頁にある。

㊷ 長信少府は、もと長信詹事といゝ、皇太后宮を掌る官で、景帝中六年名を長信少府とあらため、平帝元始四年、更に長樂少府とあらためた。

㊸ 史記の馮唐列傳の索隱によれば、奪勞一歲になつている。

㊹ 漢書卷四十九爰盎傳に、爰盎が丞相申屠嘉の非禮を責めた言葉に「君廼爲材官蹶張、遷爲隊帥、積功至淮陽守、非有奇計攻城野戰之功」とある。

㊺ 居延漢簡　謹案吏功勞　二七〇・二

㊻ 居延甲渠候官第廿七隧長士伍李宮　建昭四年功勞案　一五七・九

㊼ ☐以功次遷爲肩水候候官。以三月辛未到官☐。　六二・五六

☐利以功次遷　四九八・二

中功一勞三月一日半日　令居延甲渠候令史。代段利。一九八・二〇

㊽ 漢書百官公卿表。

―一九五二・十二・十一稿了―

なお、漢舊儀によれば「謁者缺、選郎中令美鬚大音者以補之。功次當遷、欲留增秩者。許之」と述べられている。

## 附記　挈令について

拙稿中の居延漢簡（一〇・二八、五九二・一九）に、北邊挈令（又は絜令）第四という簡がある。この挈令は、内藤虎次郎博士がかの「三井寺所藏の唐過所について」の中で、シャバンヌの整理番號488の『龍勒寫大鴻臚挈令　津關』という簡を説明すべく、説文「紱」字の條の段注により例をあげて居られる。説文「紱」字の本文には、「樂浪挈令紱从糸从弗」とあつて、樂浪挈令には織の字を紱に作つている事が知られると共に、樂浪挈令の存在が指摘されるが、段注では、他に漢書張湯傳の廷尉挈令、（史記は、絜令に作り、居延簡の場合と同じく兩樣相通ずる。）漢書燕刺王旦傳の顏師古注に引く光祿挈令の存在を指摘し、挈は契で、後漢書應劭傳に、廷尉板令とある所から板に刻したものであると説明している。師古注は、且傳の、郎及羽林の都試を著した個所に附され、「諸當試者不會都所免之」とある。郎・羽林郎は、郎中令の管轄下に有り、武帝太初元年に、郎中令を光祿勳と改名している。この光祿挈令は、光祿勳から配下の郎・羽林を對象に出されたものと考えられ、張湯傳によれば、張湯は、律文を罪狀に當てる時に、一々天子の意を仰ぎ、これに從つて廷尉挈令としたというから、この場合も廷尉の管轄である廷尉監以下の治獄吏に對して發せられたといえる。居延簡の北邊挈令も、北邊の軍吏に對する特例であるから、およそ挈令とは、板刻されたか否かは別として、廷尉・光祿・大鴻臚の樣な中央、樂浪・北邊の如き地方の所轄長官から、所管内に出された令で、律令の如く原則的・一般的なものではないと思う。

# On the Standard of Promotion in the Officialdom of Han

*Osamu Oba*

During the Han period two ways of promotion were open for the Government officials; merit and long service. The Autobiography of Ssu-ma Ch'ien (司馬遷) as well as the Biography of Tung Chung-shu (董仲舒) in the Shih Chi (史記) supply us with materialin this connection, and our Etsin-gol MSS. inform us that "lao (勞)" (long sevice) and "kung (功)" (merit) were the standard for promotion.